第4章 計画の推進と評価



1 計画の期間と評価

この計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年計画とし、5年目の平成21年度に見直し検討を行います。



2 計画の推進・評価体制

1 推進・評価の方針

西区地域福祉保健計画は、区民・団体・行政が協働し、「共にできること」を実践(行動)していき、互いに支えあうまちづくりを目指すものです。

そのため、計画の推進・評価についても、区民・団体・行政が連携して実施します。

2 推進・評価体制

区内の福祉保健の関係団体の代表者などからなる、「西区地域福祉保健計画推進・評価委員会」を設置し、 計画全体の推進・評価を検討します。

この委員会の下に、計画の目標ごとに具体的な検討を行う場として分科会を設置します。既存の西区地域福祉保健計画策定委員会は、発展的に解消とし、委員は各分科会に加わります。

また、行政には「庁内推進・評価会議」を設置し、全庁的に、計画の推進・評価を行います。





③ 評価の仕組み

計画の評価については毎年度実施します。推進・評価委員会等で把握した「団体の取組み」、意見交換会(ワークショップ)などで把握した「個人の取組み」、庁内推進・評価会議で確認した「行政の取組み」の推進状況などにより評価します。

5年間の取組状況を評価するため、「西区地域福祉保健推進の指標」を活用します。この指標は、西区の目指す姿を数値として表現したもので、平成15年11月に実施した区民アンケート調査の結果の5年後の期待値です。

そのため、計画の最終年の平成21年度に平成15年度と同じアンケート調査を実施し、計画策定から5年後に区民の意識がどのように変化したのかを把握します。その調査結果と毎年の評価結果を受け、平成22年度からの次期計画の策定に向けた見直しを行います。



3 西区社会福祉協議会への期待

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられていることから、西区社会福祉協議会も事務局の一員として行政とともに策定過程の全般に取り組みました。そして、計画の推進についても、各取組みを進めるうえで地域のリーダー役として期待されています。

期待する取組み

- 各団体の活動を支援するだけでなく、団体間の連携を深め、地域の課題解決に一緒に取り組める関係 をつくる
- 小地域での活動を支援し、地区社会福祉協議会活動の活性化を図り、地域全体で支える仕組みをつくる
- 課題意識を持ち、解決に向けて主体的に行動できる人材(ボランティア)を発掘し、育成する
- ボランティア活動希望者と活動とのコーディネート、関係機関とのネットワークをつくる
- 地域福祉に携わる人材を育成(研修)する
- 学校・福祉施設等と連携し、子どもが地域福祉を学ぶ場をつくる
- 市民活動に関する情報を収集し、発信する
- サポートを必要とする人が、自ら行動できる力を身につけられるよう支援する

また、西区社会福祉協議会が中心となって策定を進めている第3次「西区地域福祉保健活動計画」では、 「西区地域福祉保健計画」の内容を共有したり、区民や団体が今後取り組みたいことを具体化するための方 法を盛り込むことが重要です。